

## (仮称) 第3期みやぎ建設産業振興プラン (中間案) のパブリックコメントの結果について

- 1 実施期間 令和3年1月25日(月)～同年2月24日(水)  
 2 実施結果 2者(1企業, 1団体)から合計9件の御意見が提出  
 3 意見概要

番号	章・節等	頁	御意見・御提言の内容(要旨)	対応方針(案)
1	第5章 第2節 施策1	P26	○建設キャリアアップシステムの活用促進 主に「技能者の処遇改善」と「現場管理の効率化」の面からメリットがある建設キャリアアップシステム(CCUS)について、更なる導入促進を図るためには、他県の先行事例を参考にするとともに、平均事業者登録率等の数値目標を明示して、入札時の加点などインセンティブを与えることで、促進効果が得られると思います。	本プランでは、基本目標1の施策1の取組2でCCUSの活用促進として、総合評価落札方式において、新たにCCUSの活用度合いに合わせた加点評価を行うこととしております。 御意見頂きました具体的な評価方法については、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	第5章 第3節 施策1	P31	○インフラのDXの普及拡大 国土交通省ではインフラ分野のDXを「行動」「知識経験」「モノ」の三つの柱で検討しています。 「行動」では対面主義にとられない働き方(WEB会議やウェアラブルカメラによる現場臨場)等のデジタル化を加速することで、アフターコロナ時代に、感染を低下させるためにも有効な手法であり、宮城全域にDX推進を御指導願いたい。	本プランでは、基本目標2の施策1の取組1で遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用に取り組むこととしており、県としても、DX推進について積極的に対応してまいります。
3	第5章 第4節 施策2	P34	○適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定と設計変更 適正な予定価格と併せて、適正な設計変更についても、対応をお願いしたい。 実際にかかっている工事内容を、後から見れない等と言われたりすることがあります。当初工事内容のない工種については必ず指示書を出すなどの対応をお願いします。	本プランの基本目標3の施策2の取組2のうち「的確な審査体制による積算」に、適切な設計変更を行う旨を追記しました。
4	第5章 第4節 施策4	P36	○持続可能な開発目標(SDGs)への加点 国の目標でもある持続可能な開発目標は、建設業界が全体的に取り組むべきであり、総合評価でSDGsの目標を掲げて取り組んでいる企業に対しインセンティブの付与することで、全体的な向上が図れると考えられる。また、SDGs以外の「eco検定」など環境面に配慮した取組を複数実施すると更に加点する等の措置も必要と考えられる。これらによって、県の建設業界が環境を意識していることをアピールができると考えられる。	本プランでは、入札契約制度に関して、基本目標3の施策4の取組の一つとして「入札契約制度の的確な運用・改善」を掲げて取り組むこととしております。 御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
5	第6章 第4節 施策4	P36	○BIM/CIM活用証明書制度の導入 今後はデジタルトランスフォーメーション(DX)が“生産性向上”を解決するカギとなります。様々な技術の中でも、BIM/CIMの標準活用が特に期待されることから、普及促進のため「BIM/CIM活用証明書」制度を導入し、総合評価でICT土工活用証明書のように加点していただきたい。	本プランでは、入札契約制度に関して、基本目標3の施策4の取組の一つとして「入札契約制度の的確な運用・改善」を掲げて取り組むこととしております。 御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、「BIM/CIMによる3次元データの活用」については、基本目標2の施策1の取組1(P30)として取り組むこととしております。

6	第5章 第4節 施策4	P36	<p>○災害対応を担う地域建設業の組織力を含む評価</p> <p>地域の災害対応力の強化のためには、これまでも地域の安全安心を担う地域建設業（組織が一丸となって対応している実績も含め）の存続が必要不可欠である。災害協定等が評価項目にも設定されているが、災害時にその協定に基づき組織的に県内全域で要請に応えられる部分への評価が不可欠であり、要請に応えられない部分での評価はあるべきでないと考えられる。通常時においてそのような企業が非常時に活動できるようそれに見合った評価設定をお願いしたい。</p>	<p>本プランでは、入札契約制度に関して、基本目標3の施策4の取組の一つとして「入札契約制度の的確な運用・改善」を掲げて取り組むこととしております。</p> <p>なお、基本目標4の施策2の取組1に掲げる「地域の災害対応力の強化」(P38)の様々な取組を推進していく上で、災害対応を担う建設企業が適切に評価されるように努めてまいります。</p>
7	第5章 第4節 施策4	P36	<p>○維持管理業務の評価</p> <p>維持管理において、県管理の維持管理業務と市町村管理の維持管理業務には差が生じることとなるが、仙台市内における県道はすべて仙台市管理に移管されていることから、仙台市内企業が仙台市管理の県道を管理業務とした場合、他地域の県管理業務の企業に逆に負けてしまう実態は、その地域の維持を担う企業が報われない制度となっている。</p> <p>その地域に所在する企業が地理的・対応能力的にも優位性があると考えられるので、地域点においてしっかりと地元や本社を評価していただきたい。</p>	<p>本プランでは、入札契約制度に関して、基本目標3の施策4の取組の一つとして「入札契約制度の的確な運用・改善」を掲げて取り組むこととしております。</p> <p>総合評価落札方式における除融雪業務の実績については、発注者が管理する施設の除融雪業務の実績を評価することとしております。よって、仙台市内の県道は、仙台市が管理する県道となっておりますことから、県工事の総合評価における除融雪業務の実績評価は、「市町村が管理する道路」となりますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、国や他県の状況を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。</p>
8	第5章 第5節 施策1	P37	<p>○地域維持型契約方式の取扱い</p> <p>地域維持型契約方式の適用拡大については、その地域における現状や今後を見据えながら、多様な入札制度が選択できる現状においても、地域によっては単体での維持契約の方が現状でも問題なく進んでいる場合もあり、協同組合や地域維持型JVをはじめとする地域維持型契約方式ありきではなく、地域の声を反映した契約方式としてほしい。</p>	<p>本プランの基本目標4の施策1の取組1のうち「地域維持型入札契約方式の適用拡大」について、文言を「活用」に修正しました。</p> <p>地域維持型契約方式については、地域の実状に応じた発注方式が選定できるように多様な制度を準備しているもので、発注者側の視点だけでなく、地域の声を聞きながら適切な活用に努めてまいります。</p>
9	第6章 第1節	P40	<p>○基本目標3の数値目標の設定</p> <p>数値目標として設定される経営の安定化での売上高経常利益率の2%以上の設定は低すぎる。</p> <p>これまで中小企業における県内の利益率において平均がマイナスで推移した時期もあったが、その時期に各企業における内部留保もなくなり、倒産・廃業を余儀なくされている。品確法が施行され、適正な利潤の確保が発注者責務として明示される中で、将来の担い手を確保育成できる利益率が確保される仕組みを構築願いたい。大手企業は10%以上の利益率であることを考慮すると非常に低い数値と考えられる。</p>	<p>収益を示す財務指標のうち、建設業の財務力を含めた総合的な収益力を示すものとして、売上高経常利益率が最も適していると判断したものです。</p> <p>令和元年度の2.58%は、調査対象808社を単純（加算）平均したもので、売上高の階層別に区分すると、高低差が見受けられ、売上高が高い企業ほど売上高経常利益率が高い傾向にあります。このため、全体の率の押し上げには、すでに高い区分の利益率の向上を含めてすべての区分で現状以上の利益率向上が必要となります。</p> <p>なお、今回「2%以上」から「3%以上」に変更した理由は、現状値の2.58%に対する目標設定を行う上で、「現状以上」をより明確に示すために、端数を切り上げたものです。</p>

